公益社団法人日本地理学会「斎藤　功研究助成」取扱規程

（目　的）

第１条 この規程は，公益社団法人日本地理学会（以下，本学会とする．）寄付金等取扱規程第２条(3)に規定する特別寄付金として，故斎藤　功会員のご遺族から寄贈された資金を原資に設置された「斎藤　功研究助成」に関して必要事項を定めるものである．

（趣　旨）

第２条 本助成は，故斎藤　功会員のご遺族による寄贈の趣旨に沿い，南北アメリカに関する地理学的な地域研究を振興・発展させるために，本学会の若手会員による南北アメリカに関する調査・研究の助成に充当する．

（寄付金の開始と終了）

第３条 本寄付金は，2014年４月１日に開始し，2033年３月31日までに終了する．もしくは，本助成の残額がなくなり次第終了する．

（助成の対象）

第４条 本助成による助成対象者は，本学会の40歳未満（申請時直後の４月１日現在）の会員とする．

（助成の申請）

第５条 本助成を受けようとする者は，別に定める様式の申請書に必要事項を記入し，本学会理事長宛に申請するものとする．

　　２ 申請の受付期間は，毎年11月１日から11月末日までとする．

（申請の審査）

第５条 申請に対する助成の可否については，本助成審査委員会（以下「委員会」という．）で審査する．

　　２ 委員会は，理事長が指名する会員５名で構成する．

　　３ 委員会は，定款第４条及び本規程第２条の趣旨に基づいて助成候補者を選考する．

　　４ 委員会は，審査結果を翌年１月末日までに理事長に答申する．

（助成の決定）

第７条 理事長は，委員会の答申に基づいて採択者を決定し，申請者に審査結果を文書で通知するともに，ホームページで公開する．

（助成額および助成件数）

第８条 助成額は，別に定める金額とする．

　　２ 助成件数は，財務状況を勘案して理事長が定める．

　　３ 助成金の交付時期については別に定める．

（義　務）

第９条 本助成の交付を受けて行われた調査・研究については，調査実施後に報告書を理事長に提出しなければならない．

　　２ 調査・研究結果については，助成期間終了後１年以内に本学会学術大会において口頭発表を行わなければならない．

　　３ 本助成の交付を受けて行われた調査・研究をもとに論文または著書を発表する際には，本助成による助成研究である旨を明記しなければならない．

（規程の変更）

第10条 この規程を変更するときは，理事会の承認を得なければならない．

付　則

　　１ この規程の施行に関し，必要な事項は別に定める．

　　２ この規程は2014年６月７日から施行する．